



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

筑後川下流右岸農地防災事業
現場技術（その5）業務

積 算 書

（当初）

九州農政局
筑後川下流右岸農地防災事業所

事業名	筑後川下流右岸農地防災事業
業務名	現場技術 (その5) 業務

業務別業務名:現場技術 (その5) 業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
*** S単-1号 ***						
S02115	技師 (C)		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	技師 (C)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04006 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04006	技師 (C)	1.000	人	42,500	42,500	
	合計				42,500	算出数量 1.000 人
	単価				42,500	
*** S単-2号 ***						
S63018	旅費交通費 (設計外業日雇用)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	旅費交通費 (設計外業日雇用) ライトバン, 1日, 2時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 交通機関区分 2) 高速道路往復料金 (税別)	ライトバン 2,964円		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3) 鉄道往復1人当料金 (税別)	0円				
	4) バス往復1人当料金 (税別)	0円				
	5) 船舶往復1人当料金 (税別)	0円				
	6) 航空往復1人当料金 (税別)	0円				
	7) ライトバン使用日数の入力	1日				
	8) 時間区分	2時間				
	9) 設計用技師長外業日数	0.000日				
	10) 設計用主任技師外業日数	0.000日				
	11) 設計用技師A外業日数	1.000日				
	12) 設計用技師B外業日数	0.000日				
	13) 設計用技師C外業日数	0.000日				
	14) 設計用技術員外業日数	0.000日				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	2,964	2,964	
M28121	ライトバン[ガソリン]二輪駆動 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,650	1,650	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	5.400	L	138	745	
	合計				5,359	算出数量 1.000 式
	単価		式		5,359	
*** S単-3号 ***						
S63018	旅費交通費 (設計外業日雇用)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	旅費交通費 (設計外業日雇用) ライトバン, 1日, 2時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 交通機関区分 2) 高速道路往復料金 (税別)	ライトバン 3,546円		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3) 鉄道往復1人当料金 (税別)	0円				
	4) バス往復1人当料金 (税別)	0円				
	5) 船舶往復1人当料金 (税別)	0円				
	6) 航空往復1人当料金 (税別)	0円				
	7) ライトバン使用日数の入力	1日				
	8) 時間区分	2時間				
	9) 設計用技師長外業日数	0.000日				
	10) 設計用主任技師外業日数	0.000日				
	11) 設計用技師A外業日数	0.000日				
	12) 設計用技師B外業日数	0.000日				
	13) 設計用技師C外業日数	1.000日				
	14) 設計用技術員外業日数	0.000日				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	3,546	3,546	
M28121	ライトバン[ガソリン]二輪駆動 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,650	1,650	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	5.400	L	138	745	
	合計				5,941	算出数量 1.000 式
	単価		式		5,941	
*** S単-4号 ***						
S66002	現場技術 (管理技術者の直接人件費)		回		1.000 回	歩A 当たり算出

令和8年度 筑後川下流右岸農地防災事業
現場技術（その5）業務

特 別 仕 様 書

九 州 農 政 局
筑後川下流右岸農地防災事業所

第1条（適用範囲）

令和8年度 筑後川下流右岸農地防災事業 現場技術（その5）業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

第2条（目的）

本業務は、筑後川下流右岸農地防災事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

第3条（履行確実性評価の達成状況の確認）

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

第4条（管理技術者）

管理技術者は、技術士（総合技術管理部門（農業－農業土木又は農業農村工学）、農業部門（農業土木又は農業農村工学）、博士（技術部門（技術士の技術部門に準ずる））農業土木技術管理士、1級土木施工管理技士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

第5条（現場技術員）

現場技術員の技術者区分は以下とする。必要な資格は次のいずれかとし、図面作成のためのCAD及びMicrosoft Office (Microsoft Excel 等) の操作が可能である者とする。

技術者区分	資格
現場技術員 (B)	・技術士 (総合技術監理部門 (農業-農業土木)) ・技術士 (農業部門 (農業土木)) ・1級土木施工管理技士 ・大学卒業後5年 (短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年) 以上の実務経験を有し、かつ、2級土木施工管理技士

第6条 (配置技術者の確認)

共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

第7条 (保険加入)

受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第8条 (工事の概要)

本業務の対象とする工事計画の概要は、次表のとおり想定している。

計画予定工事	工事場所	工種及び概要等
令和8年度以降予定工事	筑後川下流右岸事業地区	クリーク法面保護工 L=10km程度

第9条 (業務場所)

業務場所は、当該事業実施地域内を予定している。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

第10条 (履行期間)

履行期間は次のとおりとする。

令和8年4月6日～令和9年3月26日

第 11 条（業務内容）

本業務に従事する現場技術員は、現場技術員（B）1名とし、その業務内容は次のとおりとする。

1）事業実施計画の作成に関する業務

ア 令和 8・9 年度施工候補区間の設計計画のための現地条件の調査

令和 8・9 年度施工候補区間（10km 程度を想定）の設計計画のために必要な現地調査を行う。調査は工区割による排水水廻しの締切位置、水廻しを行う水路、締切後の用水手当の必要場所（ハウス等）の確認を行うとともに、工事用進入路のルート確認（支障物件の有無）を行い、確認結果を踏まえた対策を検討する。

また、過年度設計業務成果の横断図等と現地条件の確認調査を行い、相違が確認される場合は測量等を実施する。

イ 令和 8・9 年度施工候補路線の設計計画（図面・数量）

令和 8・9 年度施工候補路線について、候補路線の工区割に合わせた計画、図面及び数量計算の取りまとめを行う。

また、必要に応じ一般解析手法による安定計算や水路構造物等の構造計算を実施する。

2）調査測量設計業務の監督に関する業務

ア 令和 8 年度に実施する調査・測量・設計業務における、受注者との現地調査の立会業務、連絡業務及び打合せに関する業務を行う。

3）事業実施計画に関する関係機関との協議に関する業務

ア 令和 8・9 年度施工候補路線について、佐賀県クリーク防災事業との調整、関係市町・土地改良区との水廻し、工事用進入路等の施工計画の調整に係る協議資料の作成及び協議結果に基づく事業実施計画の取りまとめを行う。

4）事業完了までの事業実施に関する基礎的資料の作成に関する業務

ア 設計計画を行う過程の検討結果等を、筑後川下流右岸地区工事の設計基準等の基礎資料として取りまとめ整理する。

イ 事業管理に関する資料取りまとめを行う。

第 12 条（作業上の留意事項）

- (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウ

イルスチェック済みのパソコンとする。業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

- (3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。
- (4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。
- (5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名、氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

第 13 条（打合せ）

共通仕様書第 1－5 条による打合せについては、月 1 回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。

なお、初回と最終回の打合せは対面にて行うものとする。2 回目以降（最終回を除く）の打合せは web 会議システムにて行う計画としているが、監督職員と協議の上、必要に応じて対面にて行うことができるものとする。

月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

第 14 条（成果物）

成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1 式
- (2) 共通仕様書第 2-4 条から第 2-19 条の規定により実施した業務において作成した資料 1 式
- (3) その他必要な資料 1 式

第 15 条（成果物の提出先）

成果物の提出先は、次のとおりとする。

佐賀県神埼市千代田町直鳥 1 6 6 番地 1

九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所

第 16 条（契約変更）

業務請負契約書第 16 条から第 19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 8 条に示す「業務の概要」に変更が生じた場合。
- (2) 第 9 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (3) 第 10 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (4) 第 11 条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (5) 第 13 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第 14 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) その他

第 17 条（業務スライドの試行）

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。

(7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

(8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。

ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

第 18 条 (定めなき事項)

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

